JST 特許出願支援制度ご利用の皆様へ

独立行政法人 科学技術振興機構 技術移転促進部 権利化支援課

早期審査制度を活用したパリ条約ルート申請対象の拡大と、 米国等審査対応の運用変更について(お知らせ)

平素はJST特許化支援事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、今般JSTでは、申請対象の拡大を通じて海外での早期権利化を図るとともに、 支援条件の緩和を通じて活用実績ある発明に対してより充実した支援を図ります。 下記ご確認の上、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1.早期審査制度を活用したパリ条約ルート申請対象の拡大

### (1) 概要

基礎出願において日本国特許庁の早期審査制度を利用すると、早期に日本国特許庁の審査結果が得られます(申立から最終結果まで平均5.9ヶ月\*1)。

JST では、この審査結果を活用したパリ条約ルート申請対象の拡大を試行し、 海外における早期権利化を図ります。(別紙1参照)

(従来、申請期限において現にライセンス収入があるもののみ申請可)

なお、JST への申請後、支援可否の検討にあたり有用性の観点からも厳しく審議される点にご留意願います。採択後、特許審査ハイウェイの活用も推奨します。

\*1:特許庁ホームページ「スーパー早期審査の試行開始について 平成 20年9月24日」

## (2) 要件

日本国特許庁宛に早期審査を申立しており、優先日から6ヶ月以内に日本国特 許庁の審査結果(特許査定)が得られていること

推奨(i):出願と同時に日本国特許庁宛に早期審査を申立することを推奨します。

但し、早期審査等基礎出願に係る費用は支援対象外である旨ご留意願います。 なお、「早期審査に関する事情説明書」は、自己作成・申立も可能です。

参考:特許庁ホームページ「早期審査・早期審理ガイドライン」P8~P17

4.「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

出願人が大学等の場合、先行文献には既知の文献を記述することで作成可能です。 なお、特許事務所等の代理人がいる状況下で自己申立した場合、期日管理の観点から当 該代理人に申立した旨をお知らせいただくおくことを推奨します。

推奨(ii):通常は特許庁への拒絶理由対応期間に 60 日が設定されますが、審査結果(特許査定)を早期に得るため 30 日以内の対応等を推奨します。

## (3) 手続

通常の申請と同じく、優先日から 6 ヶ月までに電子公募システムより「パリ条約ルート等」を選択し申請願います。

その際、日本国特許庁との審査対応書類一式(早期審査申立書類、拒絶理由通知、引用文献、意見書、補正書、特許査定の写し等)を添付願います。

なお、審査結果(特許査定)が優先日から6ヶ月に得られない場合には、審査結果(特許査定)を優先日から9ヶ月までお待ちします。これを超過した場合には、JST審議及び翻訳期間を考慮してPCT出願の支援申請として取り扱います。

### 2. 米国等審査対応の運用変更

# (1) 概要

米国 Advisory Action 後の継続的な出願(RCE,CIP,CA) 及び各国審判請求といった審査対応について、ライセンス収入または企業共同研究収入のある発明に対し、審査対応から6ヶ月以内に協議申請書を提出することにより、一定割合の費用支援(80%または90%)を行います。(別紙2参照)

(従来:審査対応時に現にライセンス収入ある場合、事前に限り協議可)

## (2) 要件

対象

米国 Advisory Action 後の継続審査請求(RCE) 一部継続出願(CIP) 継続出願(CA) 及び各国審判請求

JST 支援割合

ライセンス収入がある場合 :90% (収入が見込めるロイヤリティ契約も可) 企業共同研究収入がある場合:80%

(公的機関・大学のみとの共同研究収入は不可)

なお、共同出願では申請大学等の費用負担分の90%または80%を指します。

手続時期

審査対応日から6ヶ月以内に協議申請書\*2を提出いただきます。

審査対応日時点に上記収入がない場合も、提出時点に収入があれば可とします。 なお、平成 20 年度以降に審査対応したものを対象とします。

\*2:JST 特許化支援ホームページ http://www.jst.go.jp/tt/pat/index.html

> JST 特許出願支援制度 支援中の案件に関する各種お申し込み

#### (3)その他

米国 Advisory Action 後の CIP、CA は拒絶を回避する対応の 1 つですが、新たな出願として性質を有することから特許発行迄(特許料納付迄)を支援対象とします。

分割出願は、各国への出願数が増加する審査対応であるため、従来通り原則 支援対象外とします。審査対応時点で現にライセンス収入がある場合に、審 査対応前に限り協議可とします。

米国への移行出願時に、新規事項を追加した CIP 出願(いわゆるバイパス継続出願)の形式で出願することは、出願数が増加しないため支援対象です。

# 3. その他(採択状況)

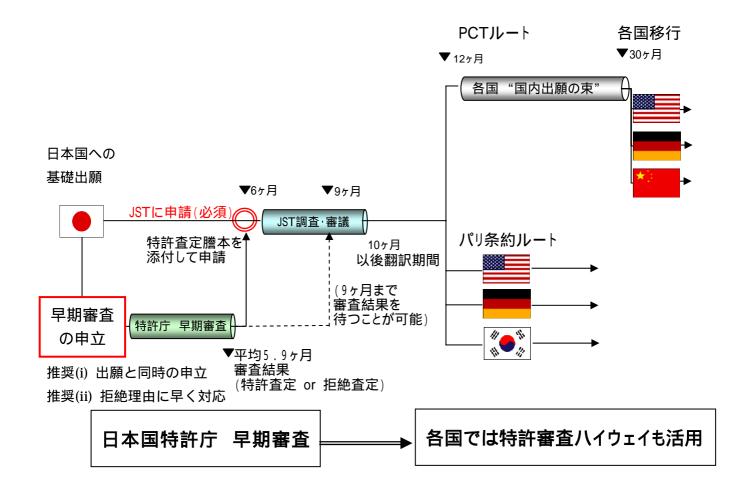
採択率約50%、移行時の採択国数平均約5ヶ国を目安に平成20年10月現在 運用しています。(平成19年度の実績はそれぞれ約35%、2~3ヶ国)

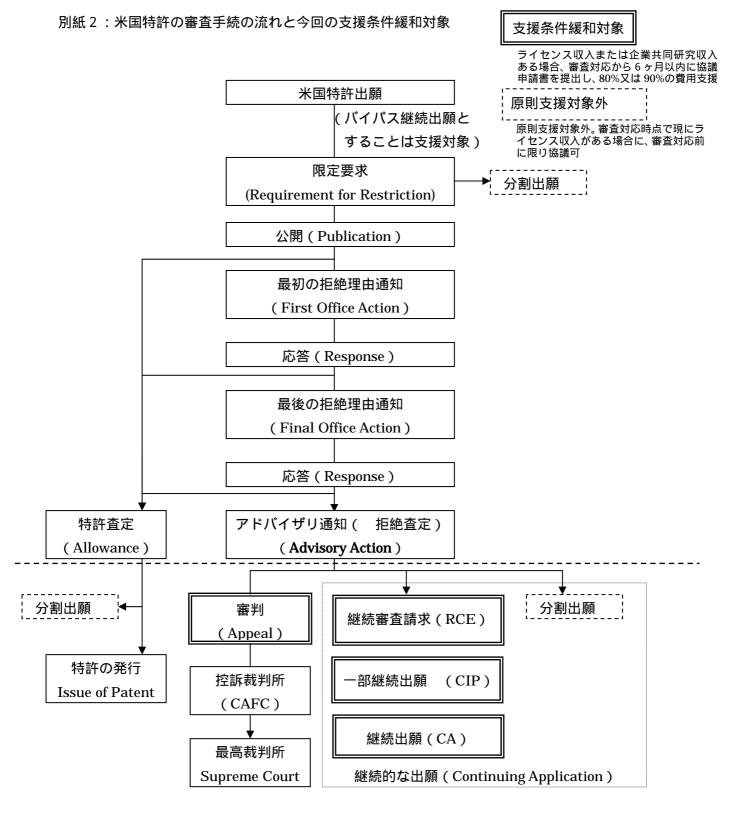
以上

## 本件に関する問い合わせ先

独立行政法人科学技術振興機構(JST) 技術移転促進部 権利化支援課 松永・瀧澤・森・辻・安尾 TEL: 03-5214-8413、Email: kenri@jst.go.jp

別紙1:概要図 「早期審査制度を活用したパリ条約ルート申請対象の拡大」





継続審査請求 (RCE: Request for Continued Examination)

実質的な再審査。補正・新証拠の再提出も認められる対応。

一部継続出願 ( CIP: Continuation-in-part application )

新規事項を含む事ができる出願。当該新規事項の有効出願日は後願日。

継続出願 (CA: Continuing Application)

親出願が継続中に、親出願を参照して出願。新規事項追加は不可。

一部クレームが拒絶された場合、審査係属させたい場合等に用いる。